

件名：中央合同庁舎第1号館電気供給業務（単価）及び
三番町電気供給業務（単価）

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

中央合同庁舎第1号館電気供給業務仕様書

1 目的

農林水産省本省庁舎で使用する電気を需要に応じて供給することを目的とする。

2 需要場所

中央合同庁舎第1号館

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

3 業種及び用途

官公署（事務所）

4 仕様

- | | |
|----------------|---|
| (1) 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| (2) 供給電圧（標準電圧） | 20,000ボルト |
| (3) 計量電圧（標準電圧） | 20,000ボルト |
| (4) 標準周波数 | 50ヘルツ |
| (5) 供給方式 | ループ方式 |
| (6) 蓄熱式負荷設備の有無 | 無 |
| (7) 契約電力 | 3,650キロワット |
| | （契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。） |
| (8) 予定使用電力量 | 7,933,586キロワット時
(平成20～23年度の月別使用電力量は別紙1のとおり。) |
| (9) 電力量等の検針 | |
| 自動検針装置 | 有 |
| 電力会社の検針方法 | 遠隔自動検針 |
| 計量器の構成 | 東芝 電力需給用複合計器（通信機能付精密級）
型番 SP3E8-K12R |
| 交流3相3線式 | 110ボルト 5アンペア 50ヘルツ |
| 計器定数 | 1,000パルス／キロワット秒 |
| パルス定数 | 2,000パルス／kWh（パルス記号SW） |

(10) 需給地点

需要場所構内引込口に農林水産省の施設した20kV側断路器電源側接続点

(11) 電気工作物の財産分界点

需要場所構内引込口に農林水産省の施設した20kV側断路器電源側接続点

(12) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ

5 契約期間

自 平成24年 4月 1日 午前 0時

至 平成25年 3月31日 午後12時

6 応札者の条件

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (2) 支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、別紙2「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に記載の条件を満たすこと。

7 協 議

詳細な事項及び本仕様書に定めない事項については、当省担当職員と必要に応じて打ち合わせを行い対応するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに当省担当職員と協議して対応するものとする。

8 その他

- (1) 力率は使用期間中100%を保持する予定。（自動力率調整装置あり）
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 平成22年度から、夏季（6月下旬～10月上旬までの約3か月半（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる日を除く。））には、ターボ式冷凍機（450USRT×4基）を1日あたり約8時間稼働させている。
- (4) 非常用自家発電設備として（3,000KVA×1台、625KVA×1台、375KVA×2台）計4台を有している。

- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (6) 料金の請求・支払等に関する事務処理については、当省担当職員と打ち合わせを行うこと。

三番町共用会議所電気供給業務仕様書

1 目 的

三番町共用会議所で使用する電気を需要に応じて供給することを目的とする。

2 需要場所

三番町共用会議所

東京都千代田区九段南2丁目1番5号

3 業種及び用途

官公署（事務所）

4 仕 様

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| (2) 供給電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| (3) 計量電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| (4) 標準周波数 | 50ヘルツ |
| (5) 供給方式 | 1回線受電方式 |
| (6) 蓄熱式負荷設備の有無 | 無 |
| (7) 契約電力 | 119キロワット |

ただし、各月の契約電力（常時電力）は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。）

- | | |
|-------------|---------------|
| (8) 予定使用電力量 | 107,379キロワット時 |
|-------------|---------------|

（平成20～23年度の月別使用電力量は別紙1のとおり。）

- | | |
|-------------|--|
| (9) 電力量等の検針 | |
|-------------|--|

自動検針装置	有
--------	---

電力会社の検針方法	遠隔自動検針
-----------	--------

- | | |
|-----------|--|
| (10) 需給地点 | |
|-----------|--|

需要場所構内引込口に農林水産省の施設した6kV高圧気中開閉器電源側
接続点

- | | |
|------------------|--|
| (11) 電気工作物の財産分界点 | |
|------------------|--|

需要場所構内引込口に農林水産省の施設した6kV高圧気中開閉器電源側
接続点

(12) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ

5 契約期間

自 平成24年 4月 1日 午前 0時

至 平成25年 3月31日 午後12時

6 応札者の条件

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (2) 支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、別紙2「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に記載の条件を満たすこと。

7 協 議

詳細な事項及び本仕様書に定めない事項については、当省担当職員と必要に応じて打ち合わせを行い対応するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに当省担当職員と協議して対応するものとする。

8 その他

- (1) 力率は使用期間中98%以上を保持する予定。（自動力率調整装置なし）
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 非常用自家用発電設備（85kVA）1台を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

なお、入札価格の算定にあつては、力率は98%とし、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次の通りとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、

小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(6) 料金の請求・支払等に関する事務処理については、当省担当職員と打ち合わせを行い、当省担当職員の指示により対応するものとする。